

**兵庫県立阪神特別支援学校  
スクールバス運行管理委託契約書**

取入  
印紙

**(総則)**

第1条 委託者兵庫県立阪神特別支援学校長 小俵千智（以下「甲」という。）と受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に兵庫県立阪神特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務（以下「委託業務」という。）の委託を目的として別添仕様書及び以下の条項を定め、甲、乙ともに誠実に履行するものとする。

**(委託業務)**

第2条 甲は前条の規定により次のとおり乙に業務を委託するものとする。

- (1) 車両の運行に関する業務
- (2) 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務
- (3) 車両の美化に関する業務

2 乙は、委託業務の目的及び趣旨に従い、関係法令を遵守し、信義を持って誠実に自己の責任で委託業務を完全に履行しなければならない。

**(委託車両)**

第3条 委託業務の遂行のため必要とする車両は次のとおりとし、県が所有する車両については無償で使用させることができる。

なお、甲は新規に購入する車両登録番号が判明した時点で、速やかに乙にバスの仕様及び車両登録番号を通知することとする。

コース名	車両登録番号	車両	車名	年式	運行委託系統
1系統	神戸 200 は 1403	自家用 バス	いすゞ 2TG-RU1ASDJ	平成 30	別図のとおり
2系統	神戸 200 は 1241	自家用 バス	いすゞ QKG-LV234Q3	平成 28	
3系統	神戸 200 は 1402	自家用 バス	いすゞ 2TG-RU1ASDJ	平成 30	
4系統	神戸 200 は 1639	自家用 バス	いすゞ 2RG-LV290Q3	令和 3	
5系統	神戸 200 は 1685	自家用 バス	いすゞ 2RG-LV290Q3	令和 3	
6系統	神戸 200 は 1640	自家用 バス	いすゞ 2RG-LV290Q3	令和 3	
7系統		自家用 バス	いすゞ 2RG-LV290Q3	令和 4	
8系統	神戸 200 は 1401	自家用 バス	いすゞ 2TG-RU1ASDJ	平成 30	
9系統		自家用 バス	いすゞ 2RG-LV290Q4	令和 7	

#### (委託期間)

第4条 甲が乙に業務委託する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### (委託料)

第5条 甲が乙に業務委託のため支払う金額は、本契約期間につき\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税\_\_\_\_\_円）とする。

- 2 第1項に定める額の12分の1の額を月額とする。乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は請求を受けた月の末日までに乙に支払うものとする。  
なお、月額に円未満の端数を生じる場合においては、3月分で精算する。

#### (契約保証金)

第6条 ①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金\_\_\_\_\_円（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。

②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

#### (車両運行の基準及び委託料の変更)

第7条 第1条の目的に従い、児童・生徒の登下校に関する通学バス運行を基準内運行といい、授業時間帯の変更による運行時間の繰り上げ又は繰り下げ及び休日等の振替授業日（代休日を設定）の運行を含むものとする。ただし、甲は、必要に応じて基準内運行日数を減ずることができる。この場合において、運行日数が別紙仕様書に記載されている予定日数を下回ったときは、第5条に定める委託料の減額を行い、書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項にいう基準内運行予定日数減に伴う委託料の減額については、1日につき〇〇円とする。なお、委託契約金額を変更する時期は、令和7年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。ただし、甲は、予定日数のうち、運行しなかった日数に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減額するものとする。
- 3 甲が学校行事等の都合で第1項の基準内運行以外の目的で通学バスを運行させる場合、これを基準外運行といい、必要が生じたときは、その都度甲・乙協議の上実施するものとする。
- 4 前項にいう基準外運行についての経費は、1kmにつき〇〇円とし、その請求及び支払いについては、第5条に準ずるものとする。ただし、甲は、走行距離に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。

#### (経費区分)

第8条 乙は次の事項を実施するときは、あらかじめ甲の指示によるものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

- (1) 自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金、重量税に関すること。
- (2) 車両の備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの）。
- (3) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円（税抜き）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの

① エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機

構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但し、タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

②ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(4)児童・生徒の行為に起因する損傷の回復に関すること。

2 代替車両にかかる経費については、仕様書に定めるとおりとし、仕様書に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

#### (管理責任者の届出)

第9条 乙は本契約の履行に関し、乙の従業員の中から責任者を定め、甲に書面により届出をし、その者に他の業務従事を指揮監督させるとともに、委託業務の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

#### (車両の保管場所等)

第10条 車両の保管場所及び方法は、甲の指定又は指示によらなければならない。

#### (任意保険の加入)

第11条 乙はその管理する車両及び委託業務について、乙の費用負担により、仕様書に定める任意保険に加入するものとする。

#### (事故の報告及び処理)

第12条 乙は、委託業務の実施により事故が生じた場合には、直ちに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

2 乙は、甲の指示に基づき、委託業務の実施により生じた事故に対する処理手続を行うものとする。

#### (損害賠償の責任)

第13条 乙（乙の従業員を含む。）は、委託業務の実施により甲若しくは第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

2 乙は、管理する車両を滅失したときは同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原型に復するものとする。

#### (履行の報告及び確認)

第14条 乙は次の各項により、車両管理確認日誌、車両走行実績及び車両管理報告書をそれぞれ甲に提出するものとする。

2 車両管理確認日誌（様式1）は、委託業務実施日の翌日（翌日が休日のときはその翌実施日）に提出するものとする。

3 車両走行実績及び車両管理報告書（様式2）は、委託業務実施月の翌月に提出するものとする。

#### (遵守事項)

第15条 本契約の履行に当たり乙は、甲の仕様書に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、業務従事者を適正に配置し、指導監督と教育指導を行い、委託業務の趣旨に従い誠実かつ善良な管理者の注意をもって、処理しなければならない。

2 乙は、その委託された車両の善良な管理者として責任をもって管理し、委託業務以

外の目的に使用してはならない。

- 3 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

(労働法上の責任)

第16条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険関係諸法令その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理を行い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(規律維持)

第17条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務処理に努め、甲の信用を維持し、甲及び児童・生徒、保護者その他の関係者等に迷惑をかけないものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(調査等)

第20条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して、乙に適正な履行を求めることができる。

(再委託の禁止等)

- 第21条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た

第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第22条 受注者は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、発注者に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第23条 受注者は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として発注者に提出してはならない。

(調査等)

第24条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込がないとき。
- (2) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第25条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第25条の3 甲は、第25条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保

の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### (暴力団等の排除)

第26条 甲は、第28条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第21条第2項に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 第25条の3第2項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第27条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせようとした場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第28条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第29条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

#### (適正な労働条件の確保)

第30条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

#### (遅延利息)

第31条 乙は、第25条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0（※）パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

#### (賠償の予約)

第32条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用者若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (氏名等の公表)

第33条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないとときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

#### (帳簿等の備付け)

第34条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

#### (管轄裁判所)

第35条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (その他)

第36条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 [所 在 地]  
兵庫県立阪神特別支援学校長 小俵 千智 印

乙 [所 在 地]  
[名 称]  
〔代表者職氏名〕 印

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立阪神特別支援学校長 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
電 子 メ ール

## 誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

### 1 契約名

兵庫県立阪神特別支援学校スクールバス運行管理業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イのは正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県立阪神特別支援学校長 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
電 子 メ ー ル

### 別表（誓約事項(1)関係）

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）